

別記様式第1号(第四関係)

岩根地区活性化計画

滋賀県湖南市

平成28年2月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	岩根地区活性化計画	都道府県名	滋賀県	市町村名	湖南市	地区名(※1)	岩根地区	計画期間(※2)	平成28年度～平成29年度
-------	-----------	-------	-----	------	-----	---------	------	----------	---------------

目 標 : (※3)

当該地区では、農地の大部分を水稲が占めており、近年の米需要減少、急激な米価の下落の影響や農業後継者不足により、農業の衰退が見られ、水稲から園芸作物への農業経営の転換が必要になっている。そこで、水稲から園芸作物への転換を図るため、園芸作物の地域内での生産量を増やし、農業振興を図るとともに、グリーン・ツーリズム等、地域資源を利用した交流人口の増加に取り組む。そのため、地域農業の核となる体験農園、農家レストランを整備し、地域へ訪問する人や地域での消費と生産を拡大する。地域の農業の活性化につなげるために整備するの計画期間終了時(平成30年度から3年間)における計画区域外からの込客数を750,000人増加させる。また、計画区域において生産された農林水産物の販売額を(平成30年度から3年間で)18,569千円増加させる。計画区域において整備された施設の常用雇用者数を3人増加させる。

計画期間終了時(平成30年度から3年間)における計画区域外からの込客数を増加させる。

計画区域における交流人口の増加(%) = 計画期間内の計画区域外からの入込客数(人)(目標) - 計画期間前の計画区域外からの入込客数(人)(現状)
= 1,224,000人 - 474,000人

計画区域において生産された農林水産物の販売額の増加数とし、以下により求めることとする。

計画区域において生産された農林水産物の販売額の増加額(千円)(3年間) = (地域産の農林水産物の販売額(千円)(目標値④)(3年間) - 地域産の農林水産物の販売額(千円)(現状値④)(3年間))
= 53,790千円 - [106,731千円(湖南市全域) × 33%(補正值: 湖南市全域に対する計画区域の農地面積の割合 = 271ha ÷ 819ha)]

計画区域において整備された施設の常用雇用者数(人) = 計画区域において整備された施設の常用雇用者数(人)(目標値⑤) - 既存施設等の常用雇用者数(人)(現状値)
= 3人 - 0人

目標設定の考え方

地区の概要:

当市は、滋賀県南部に位置し、大阪、名古屋から100km圏内にあり、近畿圏と中部圏をつなぐ広域交流拠点にある。市の南端に阿星山系を、北端に岩根山系を望む丘陵地で、これらの丘陵地に囲まれて、地域の中央を野洲川が流れている。野洲川付近一帯に平地が開け、農地として利用されており、水と緑に囲まれた自然環境の恵まれた地域である。地形は、平地、丘陵、山林に分かれ、特に山林が全土地面積の5割強を占めている。

その中で、岩根地区は、市の東部に位置し、国道1号バイパスが暫定供用されたことで、交通利便性が向上している。地区全体は、野洲川沿岸部を中心に農地が広がっており、市街化調整区域、農業振興地域が多くを占めている。

当該地区では、昭和51年からほ場整備事業に着手し、農作業の効率化と生産性が向上し、水稲を中心とした農業経営が実施されている。

現状と課題

当市の農業は、平成22年時点で耕地総面積は391ha、総農家数は579戸となり、ここ20年間でそれぞれ半減している。また、販売農家数も減少傾向が続いており、農業経営は多角化が進まず、ほぼ稲作の単一経営となっている。農家一戸当たり経営耕作面積は60～70aで推移しており、農産物販売収入も76%が100万円未満である。さらに、農業従事者の高齢化も顕著で、農業就業人口の平均は67.8歳であり、後継者不足・担い手不足が深刻である。また、耕作放棄地も21ha(耕地面積比3.0%)で増え続けている。

岩根地区は、平坦地で広い農地を活用して米が生産されている。ただ、近年の米需要減少、急激な米価の下落の影響や農業後継者不足により、農業の衰退が見られる。そこで、農業の衰退に歯止めをかけるために、農業所得の向上を図り、地域農業を再生する必要がある。

今後の展開方向等(※4)

これまで、農業後継者促進団体による芋ほり体験や地域小学校児童による田んぼ体験(水稲の作付、稲刈り)、地元営農組織によるおにぎり体験などのイベントを実施しPR活動を行ってきたが、いずれも断片的であり一時的な効果しか得られない状況であったが、今後は受入機能強化施設である農家レストランと体験施設である体験農園、さらには、隣接する地域産物販売所(内閣府の交付金を活用して整備予定)と一体となって、市内での新たな農産物の生産拡大とブランド化、加工商品の開発などを促進し、地域で生産された農産物をもとに新たな料理などを提供し、地域外からの集客に結び付けるとともに、地域農業の核として、日帰り来訪者や滞在者、インバウンド観光者のニーズに応じた安全かつ快適な受入機能の強化につなげ、グリーン・ツーリズムを通じた農山漁村の活性化を目指し、新たに農家民泊体験や長期滞在型就農体験などを実施するなど、農業に対する理解や興味を促し、食育などを通じて新たな農業就農者の確保や市内農産物などの販売促進、安全安心な食材の提供、地域農業収入の増加、地域農業経営の安定化、農業従事者の意欲向上を図ることにより、地域農業の活性化や後継者・担い手づくりにつなげ、交流人口や定住人口を増やす好循環構造を構築する。

【記入要領】

※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。

※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第4号の規定により、定住等及び地域間交流を促進するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。

※3 「目標」欄には、法第5条第3項第1号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。

※4 「今後の展開方向等」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。
また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には定住等及び地域間交流の促進にどのように寄与するかも明記する。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
湖南省	岩根地区	地域資源活用総合交流促進施設(31受入機能強化施設)	湖南省	有	ハ	
湖南省	岩根地区	農林漁業・農山漁村体験施設(35農林漁業・農山漁村体験施設)	湖南省	有	ハ	

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

なし

【記入要領】

- ※1 「法第5条第2項第2号に規定する事業」欄には、定住等及び地域間交流を促進するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。
- ※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。
- ※3 「法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。
- ※4 「法第5条第2項第3号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。
- ※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3号の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。
- ※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第3項第2号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域(※1)

岩根地区(滋賀県湖南市)	区域面積(※2)	1120ha
区域設定の考え方(※3)		
<p>①法第3条第1号関係： 当該事業区域は、野洲川の右岸地域に広がる農地を中心とした一団の区域である。当該地区は、農林地の占める面積が885haで約79%(農地271ha、山林614ha)と、区域内面積の相当部分を占めている。また、当該地区内における農家の割合は、約9.4%(H27.5現在湖南市調べ当地区世帯数1991戸、農家戸数187戸)であり、当該地域の土地利用の状況、農業従事者数等からみて、農業が重要な産業である地域である。</p>		
<p>②法第3条第2号関係： 当該地区は、平成21年には4,845人(1月1日現在)だった人口が、平成28年には4,573人(1月1日現在)に減少しており(5.6%の減少)、また、当該地区内の農家数は平成17年には229戸であったところ、平成27年には187戸に減少している。 また、当該地区を含む旧岩根村区域における70歳以上の農業経営者の割合が、平成12年(世界農林業センサス)では22%であったところ、平成22年(世界農林業センサス)では38%となっている。 このように、農業者の高齢化傾向からみて、若年者の定住を促進することが有効かつ適切な地域である。</p>		
<p>③法第3条第3号関係： 計画区域は農業振興地域に指定されている区域であり、既に市街地を形成している区域以外の地域である。</p>		

【記入要領】

- ※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。
- ※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。
- ※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

本計画の終了年度の翌年度において、市が、滋賀県観光入込客統計調査を基本とし、受入機能強化施設の利用者数の推移動向等についての把握並びに、本施策が及ぼした地区人口の減少の抑制及び交流の促進への寄与度について検証することとしている。

【記入要領】

- ※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

- ①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。
 - ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
 - ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
 - ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。
関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。
- ②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。